

鎌倉市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第5項及び同条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果報告を公表します。

令和3年(2021年)10月4日

鎌倉市監査委員 八木 隆太郎  
同 森 功一

## 令和3年度 監査結果報告書

### 1 監査の種類

財政援助団体等監査及び同監査の実施に伴う随時監査

### 2 監査の対象

- (1) 指定管理者  
公益財団法人鎌倉市公園協会
- (2) 担当部局  
都市景観部みどり公園課

### 3 監査の結果

おおむね良好に執行されていることを確認した。

### 4 監査の意見

今後の管理運営について、特に注意を促したい点を以下に述べる。

- (1) 公益財団法人鎌倉市公園協会においては、会計事務について一部適切でないものが見受けられた。当該事務については、平成23年度に実施した同監査においても注意を行った経過があることから、これらを事務上の単純なミスとして捉えるのではなく、組織として当該事務が適切に行われる環境づくりに努められたい。
- (2) 都市景観部みどり公園課においては、指定管理者が行う指定管理業務の一部を第三者に委託した場合、請け負わせた業務の完了を月次事業報告書で確認しなければならないが、これを怠っていた。また、指定管理者に貸与した備品の管理台帳を適正に管理していないことなどが見受けられた。指定管理者を指導・監督する立場として、今一度初心に帰り、その役務についての認識を新たにすべきと考える。

今後は、公益財団法人鎌倉市公園協会との関係を漫然と維持するのではなく、その業績評価のための客観的な指標を確立し、適度な緊張関係を保った管理運営に取り組まれたい。

### 5 監査の実施方法

- (1) 監査の根拠  
地方自治法第199条第5項及び第7項並びに鎌倉市監査基準に準拠した。
- (2) 監査の実施期間  
令和3年（2021年）4月12日から令和3年（2021年）9月30日まで。
- (3) 監査の調査範囲  
指定管理者の令和元年度及び令和2年度の笛田公園及び鎌倉広町緑地を除く都市公園の指定管理に係る事務及び出納。  
担当部局の令和元年度及び令和2年度の笛田公園及び鎌倉広町緑地を除く都市公園の指定管理に係る事務及び指定管理者に対する指導・監督業務。

(4) 監査の主な着眼点

ア 指定管理者は、公の施設の管理に係る事務及び出納を関係法令等に則り、適正かつ正確に執行しているか。

イ 担当部局は、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し適切な指導・監督を行っているか。

ウ 担当部局は、管理に関する経費の算定、支出の方法及び手続等を適正かつ正確に執行しているか。

(5) 監査の実施内容

監査に当たっては、公の施設の管理に係る事務及び出納が適正に執行されているか否かについて関係者から説明を聴取するとともに、関係書類の調査及び現地調査を行った。